

少年指導委員運用要領の制定について（通達）

〔最終改正 平成28. 11. 22 例規少第44号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

（概要）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第 122号）第38条の規定に基づく少年指導委員の適正かつ効果的な運用を図るため、必要な事項を定めたものです。